

豊根村森林整備計画

計画期間

自	2018年4月	1日
至	2028年3月	31日

(2019年3月27日変更)

(2021年3月25日変更)

(2022年3月28日変更)

愛 知 県

豊 根 村

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	7
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15

2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	16
5	その他必要な事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	18
3	作業路網の整備に関する事項	18
4	その他必要な事項	19
第8	その他必要な事項	20
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	20
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21
Ⅲ	森林の保護に関する事項	22
第1	鳥獣害の防止に関する事項	22
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	22
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	23
3	林野火災の予防の方法	23

4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	24
1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	24
V	その他森林の整備のために必要な事項	25
1	森林経営計画の作成に関する事項	25
2	生活環境の整備に関する事項	25
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	25
4	森林の総合利用の推進に関する事項	25
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25
6	その他必要な事項	26

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本村は、東三河森林計画区の北東部、長野県、静岡県との県境に位置し、県最高峰の茶臼山（1,415m）の麓に広がる自然豊かな景勝地である。

地形は、全域が北高南低の傾斜で形成されており、その大部分を森林地域が占める。

気候は年間平均気温が約12℃、年間降水量は約2,200mmと冷涼多雨であり、山間部では冬の冷え込みが厳しいが、積雪量は比較的少ない。

また、村内を北部から南部にほぼ等間隔で3つの河川が谷あいを通って流下しており、設楽町に源を発する大入川に合流して天竜川に注いでいる。これらの河川は水量が比較的豊富で、その一部は大入川頭首工から取水され、豊川用水に供水されている他、自流併用揚水ダムとして新豊根発電所に利用されていることから、水源の涵養機能の持続的な発揮が重要となっている。

本村の森林地域は土壌が肥沃で古くから造林が行われてきた結果、スギ・ヒノキの優良生産地として知られ、特産林産物においても県内で初めてシイタケ栽培技術を導入するなど生産地としても認知されている。

本村の森林面積は14,479haで村区域面積の92.9%を占めている。このうち国有林は28ha、民有林は14,451haで民有林のうちスギ・ヒノキ等の人工林面積は10,997ha、人工林率は76%と県平均の63.6%と比較して高い。

近年は木材価格の低迷から長伐期施業への指向が強いほか、再造林経費が賄えないなどの事情もあり、主伐が控えられ、再造林がほとんど実施されていない状況にある。

このためスギ・ヒノキ人工林資源の齢級構成は、標準伐期齢以下が1,969ha（18%）、標準伐期齢以上が8,972ha（82%）と齢級構成が高齢級に大きく偏っており、森林資源の循環利用が可能な林分構成に改善していくことが課題となっている。

間伐を主体とした素材生産量については、森林組合等林業事業体において高性能林業機械が導入され、最適な作業システム構築のもと、一定の低コスト化が実現した結果、26年度6千m³、27年度7千8百m³、28年度9千m³と増加傾向にある。

そこで、木材利用を推進する上では、22年に施行された「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」に基づき策定した「豊根村木材利用促進基本方針」により、今後は、公共建築物への積極的な利用など、率先して村が取り組んでいくとともに、担い手の育成・確保を含めた木材の安定供給体制の構築が課題である。

村土の9割を占める森林は木材生産機能のみならず、水源の涵養、生活環境の保全、土砂流出防止機能などの公益的機能は、地域住民との生活に深い関わりをもって結び付いていることから、村民の要請は一段と高まっている。これらの森林の有する多面的機能を維

持・増進をしていくため、引き続き間伐を推進していくとともに、本村の基幹産業である林業を持続可能な循環型林業へと転換していくため、主伐・再造林を進めていく。併せて、森林の適正な管理・保全をしていくための条件整備として、森林境界の明確化を地域一体となって取り組んでいくとともに、森林経営計画による森林の管理経営を重点的に推進していく。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要な湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い村土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>村民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、村民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持</p>

	<p>増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

- ・豊富な人工林資源を活用し、林業・木材産業を元気にする森づくりを目指す
- ・森林の有する公益的機能が十全に発揮されるような森づくりを目指す
- ・森林資源を活用し、都市住民との交流を推進するような森づくりの推進
- ・希少な動植物を保全する森づくり
- ・下層植生が発達し、土壌の保水機能が高く、水源涵養機能が高度に発揮される森林づくりを進める
- ・多様な樹種で構成されており、樹根が発達し、土壌を保持する力が高く、土壌保全機能が高度に発揮される森林づくりを進める

- ・森林の健全性を確保し、ニーズに応じた木材の育成、木材生産機能の向上に資する森林づくりを進める
- ・伐期の延長や伐採面積を縮小し、林地が裸地になる期間を短縮させる施業を行う
- ・間伐・保育を適時に行い、木材の質・材質ともに向上させる施業を行う
- ・適正な森林経営がなされない場合には、森林経営の受託等のあつせんを積極的に行う
- ・路網整備を推進し、効率的な森林施業による適正な森林経営が行われるよう必要な支援をする
- ・豊根村森づくり条例（平成21年条例第10号）及び豊根村森づくり基本計画（平成21年策定）に基づく森林のあり方を目指す

3 森林施業の合理化に関する基本方針

東三河流域林業活性化協議会の方針に基づき、中部森林管理局愛知森林管理事務所、県、村、森林組合、森林所有者等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通、加工体制の整備等、長期展望にたった林業諸施策を総合的かつ計画的に実施することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し下表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
村内全域	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）伐採について

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

（1）伐採について

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮し行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するとともに、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。

特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の育成状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。

なお、上記に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意すること。

また、集材方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により実施するものとする。

(2) 伐採の方法

皆伐（主伐のうち択伐以外のもの）は、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐は、単木・帯状又は樹群を単位として森林の一部を伐採する方法であり、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(3) 主伐の時期

木材生産機能を重視する場合については、標準的な施業体系を次のとおりとする。その他の場合は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の維持・発揮に配慮し、伐期の長期化等を図ることとする。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安(年)
	生産目標	期待径級(cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作、梁、桁、板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80

マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのご原木	10	20

3 その他必要な事項

村内全域における人工林の伐採にあたっては、1箇所当たりの皆伐による伐採面積の規模は、概ね10ha以内とする。

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施にあたっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	ヤマザクラ、コナラ等有用広葉樹の内から土壌、気象条件に適したものを選定

なお、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

地域の要望を考慮し、少花粉スギ等の花粉症対策苗木の選定に務めることとする。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は村の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	密仕立て	3,000	海布丸太を目標とするものは、この限りでない。
	中仕立て	2,500	
	疎仕立て	1,800	
ヒノキ	密仕立て	3,000	
	中仕立て	2,500	
	疎仕立て	1,800	
マツ類	密仕立て	3,000	
	中仕立て	2,500	
広葉樹	密仕立て	3,000	
	中仕立て	2,500	

なお、育成複層林とする場合は、概ね複層林導入時の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じて得た本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は村の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽の支障となる樹木及び下草を伐倒又は刈り払いを行うこととする。また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。 なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
植付けの方法・時期	正方形植えを原則とし、生産目的に応じて、植栽地の自然条件に適した健全な苗木を、適期（春又は秋）に植え付ける。
コンテナ苗	地域の既往の成績も考慮しながら適期以外の時期にも植え付けできる。
獣害対策	チューブ・筒状ネット・防護柵等で対策を講じる。
低コスト造林	1,000～2,000 本/ha の疎植を行う場合は獣害対策を講じ経過を確認し、必要に応じて下刈り等の保育作業を行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとするとともに、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の（１）から（４）までの事項を定めるものとする。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種	
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類等
広葉樹	カシ類、ナラ類、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類、シデ類等

（２）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新作業の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、生育し得る最大の立木の本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

樹種	期待成立本数
針葉樹及び広葉樹	10,000本/ha

樹高は30cm以上とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する

芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う
------	--

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(ア) 標準地の設定

標準値の面積は、0.01ha程度とする。標準値の箇所は、対象区域が1ha未満の場合は1箇所。1ha以上の場合は、1haにつき1箇所設定する。

(イ) 調査内容など

標準値の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

(ウ) 天然更新の完了基準

下表の天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

更新完了の判断基準	<p>(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5メートル以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。</p> <p>(2) 更新が完了した状態は、「ア 天然更新作業の対象樹種の期待成立本数」で示す生育しうる最大の立木の本数に3/10を乗じた本数が確保されていることとする。</p> <p>(3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。</p>
-----------	--

(4) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、「(ウ) 天然更新の完了基準」に定める基準を満たしていることとする。ただし、その時点で期待成立本数の3/10を下回るものについて、その後2年以内に3/10以上となるように植栽するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。ただし、伐採方法が皆伐でない場合、伐採後の天然更新が確実に見込まれる場合、伐採規模が小面積（1ha未満）の場合等は、この限りでない。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとする。なお、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、3,000本/ha以上の本数を成立させる。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して概ね5年度においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な 林齢(年)			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目 以降		
スギ	密仕立て	3,000	16	22	29	間伐率は、材積で概ね40%以内とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 効率的な作業実施上、必要に応じて列状伐採の実施も考慮することとする。	
	中仕立て	2,500	16	24	—		
	疎仕立て	1,800	16	24	—		
ヒノキ	密仕立て	3,000	16	22	29		
	中仕立て	2,500	16	24	—		
	疎仕立て	1,800	16	24	—		

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施時期については、上記の標準的な林齢とするほか、平均的な間伐の実施

時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の場合は10年、標準伐期齢以上の場合は15年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数											標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	16		
下刈	スギ	2	1	1	1	1	1	1	1				植栽木が下草から抜け出る間に行う。実施時期は6月から7月頃を目安とする。	
	ヒノキ	2	1	1	1	1	1	1	1					
つる切	スギ									1	1	下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月から7月頃を目安とする。		
	ヒノキ									1	1			
除伐	スギ										1	1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の維持や改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。実施時期は、8月から10月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1	1		
枝打ち	スギ									1	1	1	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は樹木の生長休止期の12月から3月頃とする。	
	ヒノキ									1	1	1		

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）については、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、下記のとおり伐期の間隔の拡大を図り、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。森林の区域については、別表2のとおりとする。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
50年	55年	50年	50年	30年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を下表のとおり標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は

造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。
それぞれの森林の区域については別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
80年	90年	80年	80年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的穏やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1のとおりとする。

(2) 施業の方法

植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林の伐採後は、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

別表1

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		全域	14,450.88
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、	土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0.00
快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0.00
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1055 (70-80、70-81、70-85、70-161を除く)、1049ロ (広野1-1、2-61,)、2014イ (大沼6-1)	61.78
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1067~1082、1092~1130、1132~1133	3,066.56

別表 2

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	全域	14,450.88	
土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	0.00	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業	該当なし	0.00
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	1055 (70-80、70-81、70-85、70-161を除く)、1049 ロ (広野1-1、2-61)、2014 イ (大沼6-1)	61.78
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	0.00	

3 その他必要な事項

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の意向、森林組合等林業事業体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報共有と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。その際、森林施業の受委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等林業事業体による提案型施業の普及・定着を促進するほか、画的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について、森林組合等林業事業体による森林の保有・経営の円滑化に努める。特に不在村森林所有者には、森林組合が村外で開催する相談会等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。

2 森林経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を図る。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営計画における経営の受託にあたっては、森林の育成権が委ねられているものとする。

4 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を計画的かつ重点的に行うために、村、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行うなどして、森林施業の共同化を促進する。

また、共同化された森林施業を森林組合等に委託することにより、森林組合の執行体制の強化と作業班の強化等事業実施体制の整備を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本村において林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すためには、森林施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要があることから森林施業及び作業路網の維持管理等を共同で実施するため、村及び森林組合、林業事業体による普及啓発活動を通じて、森林所有者間の施業実施協定の締結を促進する。併せて、間伐等の適切な整備・保全を推進するための条件整備として境界の確認など適正な森林の管理を促進する。

なお、施業実施地区内における具体的な施業等については、森林経営計画による計画的かつ効率的な実施を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(ア) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）全員により各年度の当初などに年次別の詳細な実施計画を作成して代表者などによる実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体などへの共同委託により実施する。

(イ) 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施する。

(ウ) 共同施業実施者が施業などの共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務などを明らかにする。

4 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的

を行うことをいう。以下同じ。)を森林所有者自ら実行できない場合には、経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託にいたるまでの間の森林については、自ら経営管理を実施する森林経営管理制度を活用する。

5 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や循環型林業の推進に向けた主伐と植栽、多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、林内路網の根幹をなし、山村地域の道路網を補完する「林道」、専ら森林施業のための道で必要最小限の規格・構造を有する「林業専用道」、更に間伐を始めとする森林整備、木材の集材・搬出を行うために継続的に用いられる「森林作業道」を効果的に配慮して路網を形成し、高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	30-40	70-210	110以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	23-34	52-165	85以上
	架線系作業システム		2-41	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	16-26	35-124	60(50)以上
	架線系作業システム		0-24	20(15)以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5-15	—	5以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の()書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域名	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
三沢字宮下39-7他	13.66	宮下2号線	500	①	
三沢字惣代1-5他	31.62	惣代線	2,700	②	
三沢字大草代1他	10.19	大草代線	450	③	
三沢字カニヤグチ17-1他	7.82	カニヤグチ線	300	④	
三沢字ス山7-1他	5.67	ス山線	300	⑤	
古真立字小田上17他	24.61	小田上線	800	⑥	
下黒川字宝地3-3他	18.01	宝地線	600	⑦	
下黒川字立川原18他	27.70	山立線	450	⑧	
富山字中ノ甲43他	20.82	下栃川上線	580	⑨	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

基幹路網の作設にあたっては、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整602号林野庁長官通知）を基本として、愛知県林業専用道作設指針（平成23年4月1日23森保第207号）に則り、開設する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km, 面積：ha

開設/拡張	種類	区分	位置(林班)	路線名	延長/箇所数	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	新設	1093	四ツ辻	3.0	143		(1)	
〃	〃	〃	1008	望月峠	3.4	307	○	(2)	
〃	〃	〃	1024	手澤	5.0	670	○	(3)	
〃	〃	〃	1172	分地峠	1.6	282		(4)	
〃	〃	〃	1039	御所平嶺	2.2	106		(5)	
〃	〃	〃	2011	押手	3.5	452		(6)	
〃	〃	〃	1013	牧野上黒川3号支	0.8	68	○	(7)	
〃	〃	〃	1049	向山広野	4.2	95		(8)	
〃	〃	〃	1011	三枚平	3.0	87		(9)	
〃	〃	〃	2027	下栃川上	0.3	21	○	(10)	
拡張	自動車道	改良	1021	間当牧野	10	199	○	—	路面改良
〃	〃	〃	1004	望月峠	22	307	○	—	法面保全ほか
〃	〃	〃	2012	豊富	67	1,825	○	—	法面保全

〃	〃	〃	2024	手澤	30	670	○	—	法面保全
〃	〃	〃	1134	豊富支線5号	10	71	○	—	法面保全
〃	〃	〃	1040	嶺	10	46	○	—	路面工ほか
〃	〃	〃	1005	大沢中俣	3	250	○	—	法面保全
〃	〃	〃	1018	牧野上黒川3号支	3	68		—	法面保全
〃	〃	〃	1020	牧野上黒川	7	241	○	—	路肩改良ほか
〃	〃	〃	1019	牧野上黒川支線2号	1	16	○	—	路肩改良
〃	〃	〃	1058 ・1063	茶白山	11	231	○	—	路肩改良ほか
拡張	自動車道	舗装	1006	望月峠	9.0	307		—	
〃	〃	〃	2027	下栃川上	0.6	21	○	—	

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

（2）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整656号林野庁長官通知）を基本として県で定める森林作業道作設指針に図り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適切に管理する。

4 その他必要な事項

特になし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

ア 林業事業体の体質強化

森林組合等林業事業体を体質強化するため、森林施業の受委託等により地域が一体となって事業量の安定的確保に努めるとともに、雇用の安定化、経営の合理化、多角化、事業の共同化、ICTを活用した生産管理手法の導入などを通じて組織・経営基盤の強化を長期的展望のもとに推進することにより、経営感覚に優れた林業事業体の育成を図る。

イ 林業従事者の養成・確保

本村の林業は、小規模経営でかつ農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策と併せて林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

林業従事者の育成・確保については、新規参入の促進を図るとともに、雇用管理体制の整備、通年雇用体制の確立、社会保険制度への加入等就労条件の改善、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減を図ることなどにより、雇用の長期化・安定化を進める。また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業における安全性の確保、生産性の向上及び生産コストの低減を図るため、次のことを推進する。

- ①森林組合によるプロセッサ等の高性能林業機械の導入。
- ②森林組合を中心とした森林施業の機械化を推進。
- ③高性能林業機械のオペレーター育成のため、技術研修会等への積極的参加を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図る。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
造材		チェーンソー、プロセッサ	チェーンソー、ハーベスタ プロセッサ
集材		簡易集材機、スイングヤーダ フォワーダ	簡易集材機、スイングヤーダ フォワーダ、タワーヤーダ
造林 保育等	地拵 下刈	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本村における素材の生産流通・加工については、林業価格の不振から低迷している。製材工場は、小規模な経営だけであり、規模の拡大も図れない現状にある。

木材の流通に対する施策としては、搬出間伐を中心に計画的実行を図り、間伐材の有効利用を目指す。

特用林産物のうち本村の特産品のひとつである乾燥シイタケについては、村全域的にいて生産が行われてはいるが、いずれも個人経営で小規模であり、またニホンザル等の食害が増加し、生産量はほぼ横ばいから減少傾向になりつつある。今後については、経営の共同合理化及び品質の向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め、生産振興を図ることとする。

また、近年の自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し、利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は次のとおりとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備 考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
小径木処理施設	上黒川	32.7Kwh	1				
木材運搬トラック	下黒川	2台	2	下黒川	1台		
スイングヤーダ	下黒川	2台	3				
プロセッサ	下黒川	2台	4	下黒川	1台		
フォワーダ	下黒川	2台	5	下黒川	1台		

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。その際、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理政策や農業被害対策等と連携・調整する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤の散布、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表3

対象鳥獣	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	村内全域	14,450.88

2 その他必要な事項

鳥獣害防止の方法の実施状況を確認するため、各種会議の場等を通じて鳥獣害の情報を収集するとともに、必要に応じて現地調査や関係行政機関、森林組合及び森林所有者から報告を求めること等により、実施状況の把握に努めることとする。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努める。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害による被害については、その早期発見及び早期駆除等に努め、かつ的確

な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の防除については、森林病虫害等防除法に基づき、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除等の施策により、被害の早急な終息を目指す。

また、近年のカシノナガキクイムシによるナラ枯れについても被害木の焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に努める。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林組合、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

第1の1(1)において定める対象鳥獣害以外の鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策等を推進するとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等に努める。

3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

- (1) 林野火災予防思想の普及、啓発
- (2) 林野パトロールの実施
- (3) 森林経営計画による防火施設(防火線、防火樹帯、防火道、防火用水)の整備
- (4) 路網の整備
- (5) 防火用水の整備
- (6) 予防機材等の整備

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

村の森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地において、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の規定に基づく火入れを実施する場合は、豊根村火入れに関する条例(昭和60年6月26日条例第15号)の規定を遵守し、火入れの適正な実施を確保しなければならない。

5 その他必要な事項

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域は、次表のとおりとする。

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						対図 番号	備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他		
坂宇場 字御所平	1055 (70-80, 70-81, 70-85, 70-161 を除く)	43.49	4.04	39.45	0.00	0.00	0.00	1	
坂宇場 字広野	1049 口 (1-1, 2-61)	3.16	1.36	1.80	0.00	0.00	0.00	2	
富山 字大沼	2014 イ (6-1)	15.13	0.00	15.13	0.00	0.00	0.00	3	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による施業（特定広葉樹の育成を行う施業等）の非皆伐施業を原則とする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

特になし

4 その他必要な事項

利用者等の安全に配慮するとともに、森林の適正な維持管理に努める。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- (ア) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (イ) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (ウ) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (エ) IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33号条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について、別表4のとおり定めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林比率の高い本村において森林は木材生産機能のみならず、水源の涵養^{かん}、生活環境の保全、土砂流出防止機能等の地域住民生活に深い関わりをもって結びついており、この様な森林の役割や多面的機能を充分考慮し、健全で活力ある森林を造っていくためにも人工林の間伐推進等、森林整備の一層の推進に努め、元来山間地域の基幹産業であった林業振興に努めることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状 (参考)		(将来)		備考
	位置	規模	位置	規模	
みどり湖 景観施設	古真立	サクラ 400本	古真立	サクラ植栽 200本	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

村内の小中学生をはじめとした青少年に対して、森林のもつ公益的機能の理解や自然の大切さ、ふるさとへの愛着心を育むため、むらづくり参加プログラムの中に森林学習・林業体験メニューを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

大入川及び天竜川は本村をはじめ、下流の東三河地域平野部の水源として重要な役割を果たしている。森林のもつ公益的機能や自然の大切さへの理解を図るため、本村における多面的機能を保全するための森林整備の必要性に対する理解と協力得るよう努める。また、森林整備協定締結等による森林整備を推進する。

(3) その他

近年、森林の少ない都市部住民においても、森林づくりへの関心や直接参加しようとする気運が高まりつつある。本村では、このような要望に応えるため、森林づくりの体験ができる地域となるよう取り組んでいくこととする。

具体的には、県内住民で構成されるボランティア団体や森林体験活動を実施している企業等から森林作業実施場所についての斡旋依頼があった場合は、村として候補地の選定、森林所有者に対する説明を行うなど、森林体験活動に取り組むこととする。

6 その他必要な事項

- ・保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。
- ・環境の保全等については、今後とも地域と一体となり推進していく。
- ・村は人工林を中心に355haの森林を所有しており、人工林については、森林組合に保育、間伐等を委託して適正に整備保全を進める。
- ・財産区有林においては、旧公団造林地を中心に適切な施業を委託実施することとする。

別表4

区域名	林 班	区域面積
上黒川	1001～1028	1,610.53
坂宇場南	1029～1049	1,333.60
坂宇場北	1050～1066	1,049.45
下黒川	1067～1091	1,311.51
三沢南・古真立西	1092～1107、1150～1160	1,296.59
三沢北	1108～1134	1,577.96
古真立南	1135～1149、1187～1198	1,688.06
古真立北・富山西	1161～1186、2010～2013	1,813.56
富山北	2014～2032	1,795.09
富山東	2001～2009	974.53

面積は平成29年3月末の森林簿「実測面積」データより